

示談書

山田一郎（以下「甲」という。）と鈴木花子（以下「乙」という。）は、下記交通事故（以下「本件交通事故」という。）に関する損害賠償について、協議の結果、以下のとおり示談した。

記

■交通事故の表示

事故日時 平成29年4月10日午後12時00分ころ

事故場所 東京都千代田区丸の内●丁目● 先路上

加害者 山田一郎

加害車両 普通乗用自動車（品川 ●●● さ ●●●●）

被害者 鈴木花子

被害車両 普通乗用自動車（横浜 ●●● あ ●●●●）

事故態様 直進中の甲運転の加害車両が、スピードを出し過ぎていたため止まりきれず、信号待ちをしていた乙運転の被害車両に追突し、同車両に損害を与え、乙に傷害を与えたもの。

示談条件

1. 甲は乙に対し、本件交通事故の示談金として、既払い金●●万円を除き金〇〇〇〇万円の支払義務があることを認める。
2. 甲は乙に対し、平成30年8月31日限り、前項の示談金を乙の指定する下記銀行口座あてに振り込み、支払う。手数料は甲の負担とする。

記

【銀行】 ●●銀行 ●●支店

【口座番号】 普通預金 ●●●●●●●●

【口座名義】 スズキ ハナコ (鈴木 花子)

3. 甲が前項の支払を怠ったときは、甲は乙に対し、第1項の示談金のほか、違約金●●万円を付加して支払う。
4. 甲と乙は、本件交通事故に関し、本示談書に定めるもののほかに、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、将来乙に本件事故を原因とする後遺障害が自賠法施行令により新たに認定された場合は、同後遺障害に関する損害賠償請求権を留保し、甲乙間で別途協議する。

以上

平成30年6月10日

(甲)

〒140-●●●●

東京都品川区●●●●-●●-●●

山田一郎 印

(乙)

〒220-●●●●

神奈川県横浜市●●-●●-●●

鈴木花子 印